

序 章

- 1 計画の概要
- 2 目標年次
- 3 対象区域

序章

1 計画の概要

(1) 都市計画マスタープラン

1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、市町村総合計画や都道府県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などに即し、まちづくりの基本的な方向を示すものです。

2) 飯能市都市計画マスタープランの位置づけ

飯能市都市計画マスタープランは、第6次飯能市総合振興計画や飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、おおむね 20 年後の飯能市を見据え、都市計画の観点からみた長期的・総合的なまちづくり計画として位置付けられています。

今後、飯能市が行うまちづくりに関連する計画や事業などは、このマスタープランに沿って定められることになり、都市計画の決定・変更、各種まちづくり事業の実施、地域のまちづくりルールなどを定める際の指針として、さらに、市民・事業者・行政が共有する「まちづくり指針」としての役割を果たします。

飯能市都市計画マスタープランは、第6次飯能市総合振興計画で定める将来都市像「人・自然・未来がつながる 森林文化都市 はんのう ～好循環を育む ずっと暮らしたいまち～」を実感できるまちづくりの実現に向け、本市の将来像やまちづくりの基本的な方向性をわかりやすく示しています。



加治丘陵からの展望

(2) 立地適正化計画

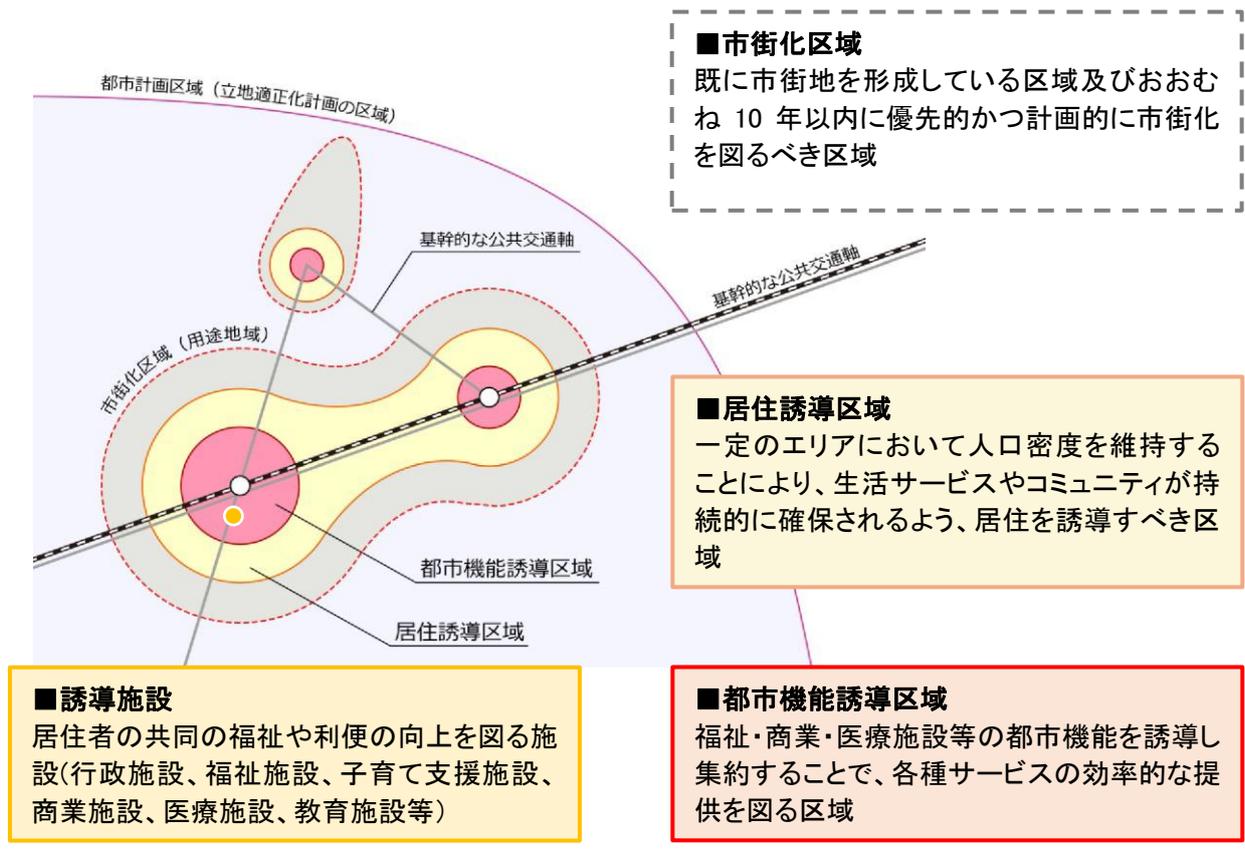
1) 立地適正化計画とは

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第 81 条に基づき策定する計画であり、市街化区域内に医療・福祉・商業などの生活に必要なまちの機能をコンパクトに集積する「都市機能誘導区域」、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、安全で暮らしやすい場所に居住を誘導する「居住誘導区域」を設定します。

■記載する事項(都市再生特別措置法第 81 条第 2 項等)

- ・計画の区域
- ・立地の適正化に関する基本的な方針
- ・居住誘導区域(都市の居住者の居住を誘導すべき区域)
- ・都市機能誘導区域(都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域)
- ・誘導施設(都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設)
- ・誘導施策(市町村が講ずべき施策、事業等)
- ・防災指針(都市の防災に関する機能の確保に関する指針)
- ・目標値・評価方法

■立地適正化計画制度のイメージ



出典(図): 令和 7 年 4 月改訂 立地適正化計画の手引き【基本編】

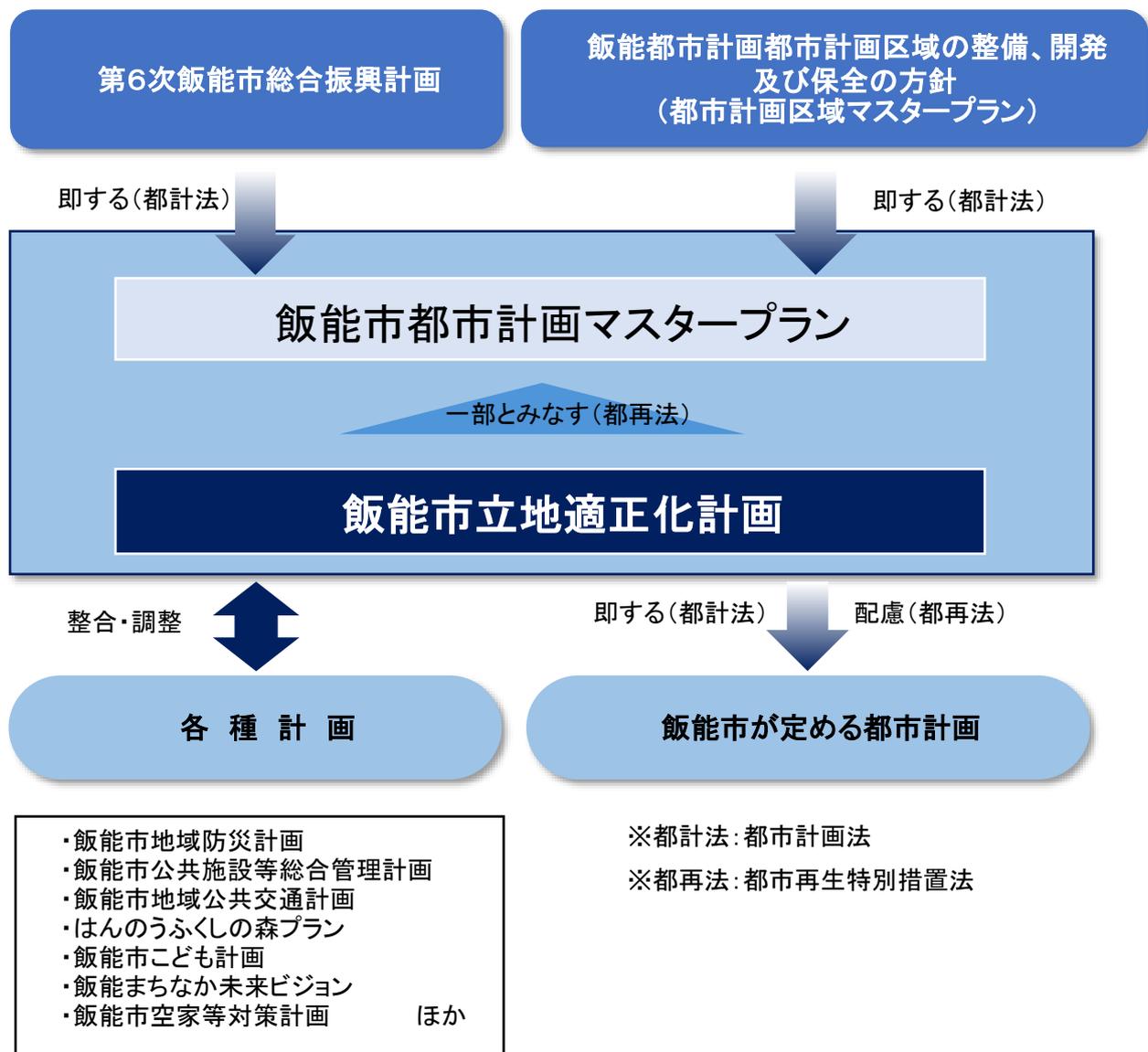
2) 飯能市立地適正化計画の位置付け

飯能市立地適正化計画は、居住機能や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして策定する計画であり、第6次飯能市総合振興計画、飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の上位計画に即して策定します。

また、コンパクト・プラス・ネットワークに向けた具体的な取組として、土地利用に対する施策だけでなく、公共交通施策、住宅施策、防災施策、財政施策等の多様な分野の計画と連携する必要があります。

なお、本計画は都市再生特別措置法第 82 条に基づき、飯能市都市計画マスタープランの一部とみなされます。本計画の基本的な考え方や各区域等の設定は上位計画や関連計画等の変更を踏まえ随時調整を図り、見直していくものとします。

(3) 計画の位置づけ



2 目標年次

飯能市都市計画マスタープラン及び飯能市立地適正化計画は、将来の都市の姿を描き、長期的な方針として本市の都市計画の内容を先導する役割を持つものです。

このため、令和8年度(2026年度)からおおむね20年後の令和27年度(2045年度)を目標とした計画とし、中間年度として第6次飯能市総合振興計画の最終年度である令和17年度(2035年度)を設定しますが、今後の社会情勢の変化などを考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。なお、飯能市立地適正化計画については、おおむね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、必要に応じて適切に計画の見直し等を行います。

- 中間年度：令和17年度（2035年度）
- 目標年度：令和27年度（2045年度）

3 対象区域

飯能市都市計画マスタープランの対象区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域(50.12km²・行政区域の約26%)を前提に策定する計画ですが、都市と自然との関わり、また、地域の特性を生かしたまちづくりの必要性などを考慮し、都市計画区域外も含めた行政区域全体(193.05km²)を対象とします。

飯能市立地適正化計画の対象区域は都市計画区域を基本としますが、同様の観点から、都市計画区域外についても関連付けた内容とし、市全体において「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指します。

■ 対象区域図

